

印
紙

会員番号

きずなの会

見本

高齢者・障がい者のための生活支援等契約書

A 1 (一 般 用)

契約日 = 2021年 月 日

委任者 (甲)	(住所) 〒 (氏名) (代筆) (昭和 年 月 日生) 満 歳 (電話) < >
受任者 (乙)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内ビル4階 弁護士法人名城法律事務所 TEL 052-961-1252 / FAX 052-961-6095 〒171-0031 東京都豊島区目白2-16-19 (東京事務所) 代表弁護士 野本智之 印 TEL 03-6912-7104 / FAX 03-6912-7105 担当弁護士 ()
受任者 (丙)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内ビル3階 特定非営利活動法人きずなの会 理事長 小関敏光 印 TEL 052-961-8002 / FAX 052-961-8022 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町223-1 N U 関内ビル10階 (きずなの会神奈川・横浜支局) TEL 045-680-5511 / FAX 045-680-5514 担当者 ()
(契約場所)	
(立会人)	

特定非営利活動法人 きずなの会

(名前) (フリガナ) 様 (会員番号) (名城法律事務所番号) ()
 (担当弁護士) (きずなの会担当) (契約場所) ()
 (契約日時 2021 年 月 日 午前・午後 時 分)

支払合計額 金 1,900,000 円 (A + B + C)

(支払合計額及び下記手数料等は税込表示です。)

別表一 《支払方法》 初回金 円 積立額 (毎月) 円
 () 契約締結後一括
 () 準一括 初回金【100万円以上】
 () 積立 初回金【 】 0～20万円未満
 【 】 20万円以上～40万円未満
 【 】 40万円以上～70万円未満
 【 】 70万円以上～100万円未満

別表二 (保管金)	きずなの会への委託事項 (第2条1項)	希望	手数料等	預託額	備考
	①高齢者・障がい者生活支援業務				
	(b)～(d) 各種生活支援費用	○	第4条2項参照	220,000 円	第12条2項①により精算
	(e) 万一のときの事務支援費用	○	154,000 円	154,000 円	支援実施後支払
	②葬送支援業務				
	(a) 葬儀支援 葬儀代 (実費)	○		286,000 円	支援実施後支払
	きずなの会支援費用	○	55,000 円	55,000 円	支援実施後支払
	葬儀関係費用 (お布施を含む) (300,000 円以下)	○		円	親族からの希望がある時 使用できる
	(b) 墓地・納骨支援 (実費含む)	○	165,000 円	165,000 円	支援実施後支払
	(c) 墓地管理支援		円	円	支援実施後支払
	(d) 墓石撤去・遺骨管理支援		円	円	支援実施後支払
	③予備費	○		70,000 円	
	保 管 金 合 計			950,000 円	A

別表三 (契約締結時支払金)	きずなの会への支払項目	希望	手数料等	預託額	備考
	①きずなの会入会金 (第4条1項)	○	440,000 円	440,000 円	第12条3項②により精算
	②初年度事務手数料 (第4条1項)	○	11,000 円	11,000 円	初年度のみ
	③きずなの会年会費 (第4条1項)	○	11,000 円	11,000 円	毎年契約月に支払
	④生活支援・身元保証費用 (第4条2項)				
	(a) 生活支援基本金	○	110,000 円	110,000 円	契約締結時支払
	(b) 身元保証生涯手数料	○	198,000 円	198,000 円	契約締結時支払
	⑤本契約準備のための手数料 (第4条1項)	○	22,000 円	22,000 円	契約締結時支払
	⑥任意後見契約準備のための手数料		円	円	任意後見契約時支払
	⑦きずなの会出張費		11,000 円	円	契約締結時支払
	⑧予備費	○		32,000 円	
	契 約 締 結 時 支 払 金 合 計			824,000 円	B

別 表 四	弁護士法人への委託事項	希望	手数料等	預託額	備考			
	①本契約手数料（第4条3項）	○	33,000 円	33,000 円	契約締結時支払			
	弁護士出張費（出張旅費も含む）		22,000 円	円	契約締結時支払			
	②金銭預託（第2条2項①）		月 1,100 円		毎年1年分契約月に後払い			
	③金銭管理（第2条2項②）		月 13,200 円		毎年1年分契約月に後払い			
	④財産管理（第2条2項③）		月 円		毎年1年分契約月に後払い			
	⑤推定相続人調査（第2条2項①～③）	○	44,000 円	44,000 円	契約締結時支払			
	⑥任意後見契約（第2条2項④（a））		円	円	任意後見契約時支払			
	後見監督人選任申立（実費別）		円	円	申立時支払			
	後見人報酬（業務内容により変更あり）		月 円		効力発生後毎月支払			
	⑦法定後見申立（第2条2項④（b））	○	220,000 円	円	申立時支払			
	法定後見申立実費預り金			円	申立時支払			
	⑧戸籍謄本等取寄せ（第2条2項④（c））	○	円	円	取寄時支払			
	⑨甲に関する不在者財産管理人選任申立等（第2条2項④（d））	○	110,000 円	円	手続時支払			
	⑩準一括・積立利用手数料（第4条3項）		円	円	契約締結時支払			
⑪予備費	○		49,000 円					
合 計				126,000 円	C			
別 表 五	《指定相続人》（第14条） (氏 名) (生年月日) (住 所) (本 籍) (筆頭者) (電話番号) (甲との関係) (備 考)							
別 表 六	《預り金口座》 ㈱三菱UFJ銀行 西池袋支店 普通預金口座 (口座番号) 0032378 (名義人) 一括きずなの会預り口 弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所 社員 野本智之							
備 考	《必要事項》							
		戸籍謄本	住民票	銀行印	保険証(写し)	印鑑証明書	実印	その他()
	本人持参							
	弁護士手配							
《治療・手術同意》 () 可 () 不可 《延命治療》 () 希望する () 希望しない								

氏名		会員番号	
----	--	------	--

甲の入居施設変更等記載欄

担当者名 ()

年月日	施設名	電話番号	住 所	備 考
			〒	
			〒	

乙・丙記載欄

No.	項 目	担 当	実施有無	備 考

《連絡先》

(氏 名) (生年月日)
 (住 所)
 (本 籍) (筆頭者)
 (電話番号) (甲との関係)
 (備 考)

本契約書は、重要ですので内容を十分お読み下さい。

(クーリング・オフについて、きずなの会からのお知らせ)

特定商取引法における訪問販売に該当する場合に適用となります。

- 1、契約者は、本書面受領日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に支援契約を解除することができます（この解除を「クーリング・オフ」といいます）。
- 2、当会がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより、契約者が誤認又は困惑して支援契約の解除を行わなかった場合においては、契約者は、当会より改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、支援契約を解除することができます。
- 3、上記1及び2による支援契約の解除は、契約者が、当該支援契約の解除に係る書面を発した時にその効力が生じます。
 この場合は、必ず書面により、所定期間内に当会宛に発送して下さい。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリング・オフ期間内に発したことが証明できる（郵便消印日付など）のであれば支援契約を解除することができます。
- 4、上記1及び2による支援契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。

また、既に当会の支援がなされている場合であっても、当会は、その料金を請求しません。既にお支払い済の入会金及び年会費などがある場合は、速やかにその全額を契約者に返金します。

印
紙

きずなの会

会員番号

見本

高齢者・障がい者のための生活支援等契約書

A2（特別支援用）生活保護受給者のための契約

契約日＝2021年 月 日

委任者 (甲)	(住所) 〒 (^{ふりがな} 氏名) (代筆) (昭和 年 月 日生) 満 歳 (電話) < >
受任者 (乙)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内ビル4階 弁護士法人名城法律事務所 TEL 052-961-1252 / FAX 052-961-6095 〒171-0031 東京都豊島区目白2-16-19 (東京事務所) 代表弁護士 野本智之 印 TEL 03-6912-7104 / FAX 03-6912-7105 担当弁護士 ()
受任者 (丙)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内ビル3階 特定非営利活動法人きずなの会 理事長 小関敏光 印 TEL 052-961-8002 / FAX 052-961-8022 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル10階 (きずなの会神奈川・横浜支局) TEL 045-680-5511 / FAX 045-680-5514 担当者 ()
(契約場所)	
(立会人)	

特定非営利活動法人 きずなの会

(名前 様) (会員番号) (名城法律事務所番号) (担当弁護士) (きずなの会担当) (契約場所) (契約日時 2021 年 月 日 午前・午後 時 分)					
別表一	支払合計額 金 260,000 円 (A + B + C) (支払合計額及び下記手数料等は税込表示です。)				
	《支払方法》 積立額 (毎月) 円 () 契約締結後一括 () 特別積立				
別表二 (保管金)	きずなの会への委託事項 (第2条1項)	希望	手数料等	預託額	備考
	①高齢者・障がい者生活支援業務				
	(b) ~ (d) 各種生活支援費用	○	第4条2項参照	88,000 円	第12条2項①により精算
	(e) 万一のときの事務支援費用	○	77,000 円以内	円	支援実施後支払
	②葬送支援業務				
	(a) 葬儀支援 葬儀代 (実費)			円	支援実施後支払
	きずなの会支援費用		円	円	支援実施後支払
	(b) 墓地・納骨支援 (実費含む)	○	165,000 円	円	支援実施後支払
	(c) 墓地管理支援		円	円	支援実施後支払
	(d) 墓石撤去・遺骨管理支援		円	円	支援実施後支払
	③予備費	○		円	
	保 管 金 合 計			88,000 円	A
別表三 (契約締結時支払金)	きずなの会への支払項目	希望	手数料等	預託額	備考
	①きずなの会入会金 (第4条1項)	○	110,000 円	110,000 円	第12条3項②により精算
	②初年度事務手数料 (第4条1項)	○	6,600 円	6,600 円	初年度のみ
	③きずなの会月会費 (第4条1項)	○	1,100 円		毎月支払
	④身元保証生涯手数料 (第4条2項)	○	24,200 円	24,200 円	契約締結時支払
	⑤任意後見契約準備のための手数料		円	円	任意後見契約時支払
	⑥きずなの会出張費		5,500 円	円	契約締結時支払
	⑦予備費	○		7,200 円	
契 約 締 結 時 支 払 金 合 計			148,000 円	B	

別 表 四	弁護士法人への委託事項		希望	手数料等	預託額	備考		
	①本契約手数料（第4条3項）		○	22,000 円	22,000 円	契約締結時支払		
	弁護士出張費（出張旅費も含む）			11,000 円	円	契約締結時支払		
	②金銭預託（第2条2項①）			月 660 円		毎月支払		
	③金銭管理（第2条2項②）			月 6,600 円		毎月支払		
	④財産管理（第2条2項③）			月 円		毎月支払		
	⑤推定相続人調査（第2条2項①～③）		○	33,000 円	円	調査時支払		
	⑥任意後見契約（第2条2項④（a））			円	円	任意後見契約時支払		
	後見監督人選任申立（実費別）			円	円	申立時支払		
	後見人報酬（業務内容により変更あり）			月 円	円	効力発生後毎月支払		
	⑦法定後見申立（第2条2項④（b））		○	220,000 円	円	申立時支払		
	法定後見申立実費預り金			円	円	申立時支払		
	⑧戸籍謄本等取寄せ（第2条2項④（c））		○	円	円	取寄時支払		
	⑨甲に関する不在者財産管理人選任申立等（第2条2項④（d））		○	110,000 円	円	手続時支払		
	⑩予備費		○		2,000 円			
合 計					24,000 円	C		
別 表 五	《指定相続人》 （氏 名） （生年月日） （住 所） （本 籍） （筆 頭 者） （電話番号） （甲との関係） （備 考）							
別 表 六	《預り金口座》 ㈱三菱UFJ銀行 西池袋支店 普通預金口座 （口座番号） 0032409 （名義人） 特別支援きずなの会預り口 弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所 社員 野本智之							
備 考	《必要事項》							
		戸籍謄本	住民票	銀行印	保険証（写し）	印鑑証明書	実印	その他（ ）
	本人持参							
	弁護士手配							
	《治療・手術同意》 （ ） 可 （ ） 不可 《延命治療》 （ ） 希望する （ ） 希望しない							

氏名		会員番号	
----	--	------	--

甲の入居施設変更等記載欄

担当者名 ()

年月日	施設名	電話番号	住所	備考
			〒	
			〒	

乙・丙記載欄

No.	項目	担当	実施有無	備考

《連絡先》

(氏 名) (生年月日)
 (住 所)
 (本 籍) (筆頭者)
 (電話番号) (甲との関係)
 (備 考)

本契約書は、重要ですので内容を十分お読み下さい。

(クーリング・オフについて、きずなの会からのお知らせ)

特定商取引法における訪問販売に該当する場合に適用となります。

- 1、契約者は、本書面受領日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に支援契約を解除することができます（この解除を「クーリング・オフ」といいます）。
- 2、当会がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより、契約者が誤認又は困惑して支援契約の解除を行わなかった場合においては、契約者は、当会より改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、支援契約を解除することができます。
- 3、上記1及び2による支援契約の解除は、契約者が、当該支援契約の解除に係る書面を発した時にその効力が生じます。
 この場合は、必ず書面により、所定期間内に当会宛に発送して下さい。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリング・オフ期間内に発したことが証明できる（郵便消印日付など）のであれば支援契約を解除することができます。
- 4、上記1及び2による支援契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。

また、既に当会の支援がなされている場合であっても、当会は、その料金を請求しません。 既にお支払い済の入会金及び月会費などがある場合は、速やかにその全額を契約者に返金します。

2021年12月1日改訂版